

加古川市教育委員会告示 第2号

加古川市文化財の保護に関する条例（昭和37年条例第8号）第3条第1項の規定に基づき、平成30年3月2日に次の文化財を加古川市指定有形文化財に指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年3月6日

加古川市教育委員会

記

種別	名称	数量	所有・管理者	所在地
考古資料	天坊山古墳出土品一括	24点	加古川市教育委員会	平岡町新在家 1224 番地 7
彫刻	木造聖徳太子立像	1 軀	鶴林寺	加古川町北在家 424 番地